恩給及扶助料の請求手続

髁に連絡されるよう御願い致します

者を省略しない原本のまるの謄本を

戸籍謄本は死亡者、その他の除籍

增加恩給

旬間中の行

はつきりと捺印すること。

文字は楷書で丁寧に書くこと

ように正しく書いてかなをつけて

氏名の文字は戸籍と一致する



旧•

昭和廿八年八月一日施行!!

●改正法の一般制度としては廢止し

の扶養家族加給なし

(規定された制限あり)

慶疾の程度に致らない者に 支給改正注により増加恩給支給の不具

の添付等が必要でありますが、中でついては請求手続について各書頭 車人恩給が復活することになりまし 昭和二十八年四月一日よりこれが (一) 恩給の種類 年

者に支給

一時扶助料

する恩給が停止されていたのです。

生課までお出下さい。

請求手続等に解らない点は役場民

1 一時恩給

CIII) 一時金

が出されて旧軍人軍闘及び遺族に対

終戰後連合軍最高可令官から覚書とが必要である。

の手続等が混雑するのであるから何 も受給者の履歴書、戸籍謄本、抄本2 分関係者は顧出すると共に必ず民生 **扶助料(公務扶助料)** 普通恩給、增加恩給、 一時扶助料 時恩給、傷病賜金 時金 傷病年金

亡した場合遺族に支給

傷病賞金

ることになりますから次の点に御注 備な点があると受給がそれだけ遅れ 次に軍人恩給と扶助料等について (11)年 金 請求書とそれに添付する書類に不 1 口 下士官以下 (陸車曹長、海軍 ハ 未復員者(未復員)で右(イ) 普通恩給 本人に代って請求した場合に支 (ロ)に該当する者の留居家族が 年以上勤務した者に支給 兵曹長以上)で引続き実役十三 以上勤務した者に支給 上等兵曹以下)で引続き十二年 准土官以上(陸軍准尉、海軍 但し將來に向つて年金権を失う。 五所川

原町火災予防

運

動

旬

意下さい。

(一)請求書について

亡当時と現在と変っている場合に

至自

++

月二十一日

+

日 間

新、旧とも書く事。

い局を指定するから局名を正確に

支給郵便局は受取るに都合よ

致するように正確にかくこと。

本籍地は戸籍謄本、抄本と

本籍地が軍人の退職、又は死

●公務扶助料権者を除く扶養遺族一 ずる。 裁定、未裁定の別あり) に起因する職傷病で死亡した場合もつて火事のない住みよい鄭土をつ 人につき四八〇〇円づ」の加給あ る遺族に支給 旧軍人、准軍人、旧軍局が公務充実をはかり大、小火災を絶滅させ 死亡している場合遺族に支給(旣右(イ)(ロ)に該当する本人が 死亡している場合遺族に支給 公務扶助料 扶助料 の徹底を期すると共に消防力の整備 大火季節にのぞみ一般に火災予防 町の繁栄を計ることを目的と

公務の為の傷病により不具癥疾と (規定された制限 一、立看板、横断幕。チラシ等 一、自動車ポンプによる火災予防 、火防一齊查察及立入檢查 **街頭宜傳行進** よる火災予防の宜傳 消防機械器具の点檢整備

一、消防署、消防団の消防訓練 (不時演習)

火。

00

用。

●旬間中に不時演習を実施致します 運動週間に当り当町消防署では署員す。

週間昭和二十八年度秋季火災予防|当者は至急民生課まで御報告顧いま|については格段の御考慮をお願いし 十月二十日より同十月廿六日まで給事務の処理上必要ですから左記該すようお願いします。特に過年度分

副委員長

棟三

方上

得克

旧軍人に対する恩給復活に伴う恩右実情御諒察の上至急整理せられま

から現在までの遺族の実態により扶●扶養家族加給あり

つて軍人であった者が死亡したときの普通恩給を併給

扶助料請求の場合は戸籍膾本によ

ありし

なった者に支給

助料受給権又は資格の有無が確認さの扶養家族のうち退職後婚姻を認め

る改正

傷病年

発行所 五所川原町役場 北津軽郡五所川原町 陸奥印刷株式会社 庶務課 廣報係 電話(二八番二二八番

かかり

一三、四二七二、六三六

健

康保険課より 願

規定的に残る。 業の一つで有りますので、町民一体四時頃夕食時の支度中突然コンロが1 町内に居住して傷病賜金(一時金)となるが経過の福祉増進のために作られた社会事例として平井町某方で九月十五日后(二)調 査 範 圏 五所川原町国民健康保險は全町民 使用し得るのですが特に事故発生の

着に支合 圏給年数に満たない間に退職したりましたが、今度第二期工事に着手が、氣にも止めずに使用した爲との 別続き実役在職が七年以上で普通す。 引続き実役在職が七年以上で普通す。 対応する。 対でする。 がでする。 対でする。 対してもる。 対でする。 対でする。 対でする。 対にはる。 対でする。 はでする。 対でする。 対でする。 対でする。 対でする。 はでする。 はでる。 致し十月十五日より役場内健康保險様な結果になったものと思われます 課で一般事務を取る事になりました となってその発展増强を希望致して爆発した例があり、幸に油瓶の爆発2 期工事だけでありました関係上、町ましたが、同家の話では購入時より 來たので有りますが、今までは第一丈にとどまり大事にいたらずに済み 其のコンロは『スワン式』でした

●改正法により傷病年金を受ける者 して下さい。その他健康保險の事で との事です。 ●改正法により傷病年金を受ける者 致しましたら直ちに再交付の請求をより油瓶が熱せられる爲事故が起る 至第五景症の程度に達し退職した診証は必ず御持診下さい。もし紛失て直接鍋をのせるので内部の過熱に 公務傷病を受けた者で第一数症乃らお互い氣まづい思いをしない様受当りコンロの枠『ゴドク』をはずし 疑問の点がありましたら御問い合せ の賦課等です。皆さんが病院に行つであります。 た時受診証の提出を求められますか 販賣業者の話ではコンロの使用に

上事故発生の時は内密にせず大事の 分注意せられるよう望みます。 尚時々掃除して使用して下さい。 現在の所堰の水も充分でない関係

署の方に教えて下さい。 故発生の原因)がありましたら消防 前の小事に注意せられますよう重ね て御願い致します。 尚コンロ使用に当り不備の点(事 当町水道使用料及工事費の滯納は なくしまし

この場合サイレンを吹鳴しますかしてお互に注意いたしたいと思いま 火の元には充分御注意下さい。 それによって使用者の皆様に発表多額にのぼって居ります。 居るので思うようにならす、水道自 がその資金が前記のように滞納して 速化等改良事項が多々あるわけです 從つて配水管網の整備、工事の迅

ら御注意願います。

、火災予防に関する座談会の開

催

、消防危險区域に対する計画

ける普通恩給受給 者及実在職七年以 旧 の該當者調査 軍人の過去にお 於ては、断水及給水施設の撤去を行 止むを得ない情勢にありますから、 態が姓まで逼迫して参った此の際に ります。しかし未納者に対して强行 う等相当思い切った措置を執るとも 体がだんく機能衰弱することにな 未完納の方々に於かれましても充分 措置をとることはなるべく差控えた いと存じまして今日に至りまたが事

他の防火設備調査並に自衛消防

、学校、官公署、事業場、その

地理水利の再検討

のあったのは遺憾であり、特に火の ましたが二、三ヶ所注意された家庭 2 况及事故発生の調査を致しその結果 火災場檢査並に石油コンロの使用状 をして各町内を巡視し、又各家庭の

(一)調查対象

託

すでに普通恩給裁定やみのもの

引続き実在職年(加算を含まな、無料金と同じく皆さんの使用せられ

やらに見らけられますが、これは電

般税と混同せられている向もある 尚水道使用料に対する観念として

次にコンロの使用について調査の 上惟士官以上の軍人十三年以上の弘前、八戸、大鰐等何処の市町村にい)が下士官以下の軍人十二年以上を水に対する料金であります。青森に続きる料金であります。青森

もの。 上准士官以上の軍人十三年以上の (加算を含まない)が七年以上のも

とりどりであるが、概して安心して 方は何所のコンロがよいという事は れが取扱いについては各家庭の主婦 結果、町内全部で計三三〇ケで、とる

右(1)に談当する者が在職中死亡が一般を行為付金の交付、保險税現在までの事故調査ではこれが一件 (三)報告要領 (注) 旧軍屬(判任官)から引続き旧 各自記入の上係員に提出して下さ 役場民生課に用紙がありますから まで引続いているもので本人の記 憶によるものでもよい。 東在職年は入隊から復員(除験

町内に居住している該当者全員 軍人になったものを含む。

一月一日で皆さんの配給通帳が 交換につい 7

米穀通帳

0)

今月は当町の大火記念日でもありる点は町役場に問合せて下さい。 使用に当つては事前に点檢の上充一新しい通帳に切換えられますので、 店に渡しますから内容がちがつて 新通帳は皆さんの登録している配給 配給となりました。 配給量は十一月分より十五日分の

十月一日付

水道料金の滞納を 十月十五日付 町立病院臨時囑託を命する 書記三 川崎 上 恋 守

十月三十一日付 都市計画動務を命する

+ 願により本職を発する 月二日付 看護婦 佐々木 幸子

よう

室主任を命ずる 書 記 日 事務更員杉 記 長 野 內 Œ 武 明

十月三十一日附正副委員長改選 町長室勤務を命する 水道課勤務を命する 農業委員会事務を兼ねて囑託する 庶務課動務を命する 一月十二日付 高 木村 島 田 橋 惠 克

右以外のもので引続き実在職「日本 於ても三ヶ月と滞納せばどーへ最 旧的措置を強行している実情であり 塵芥運 二十七日 二十八日 二十六日 二十二日 二十五日 二十一日 十日 搬予定表 子一 下數 數旭 旭平島島 平中井井 大寺川川岩 月分) 端端木 मामा मामा मा मा मामा मामा

更することがあります 都合により運搬予定日を

九

[11]

青

少

御協力下さる様御願い申上げます。未完の町内は何分趣言御理解の上

して『鶴屋家頭德碑』

一館行事

(共同募金委員会)

保

成

運

動

実

施

本

選挙

名簿

0)

昭和28年11月20日 昭和27年度五所川原町 歲入歲出決算 育費 5 教 1 小学 校費 决 算 高 2中学校費 16-087-536-00 秘 3公民館費 7-157-000-00

115-959-00 4-207-335-20 1.546.227.00 歇 1.472.691.20 町 818-503-00 197-892-00 4公会堂費 5 教員 172-022-00 1-537-120-10 社会勞動施設費 5.067.518.00 37-120-10 1財產収入 賣金 1 社会福祉費 138 - 706 - 00 1-500-000-00 2 兒童福祉費 234-400-00 使用料及手 数 料 786-370-00 3 民生委員会 64•435•00 1使用2手数 10-860-00 476-570-00 4 公 園費 料 5 住 宅 380-632-00 309-800-00 費 料 委宅 6 縣 国庫支出金 2-483-318-00 15.525.00 県支 出金 473 - 395 - 00 7 公営住宅費 4-178-784-00 34-945-00 8 罹災救助費 46-186-00 438-450-00 縣補助金 行路 病人救 助 費 寄 附金 0 0 繰 越 金 7 保健衛生費 0 1.399.084.00 入賣金 3-949-199-80 雜 収 1億民費 123-186-00 物拂 2 傳 築防 0 65.880.00 2 繰替金戾入 0 3 結核予防費 0 3雜收入 3-949-199-80 4 傳染病院費 74-220-00 10 町 借 1-300-000-00 5 火葬 場費 261-311-00 翌年度より 3-255-788-84 823-194-00 6 衛生 班費 繰上充用金 8 產業経済費 1-251-046-00 歲入合計 37.029.727.74 業会 562.782.00 歳 出 2 農業振興費 588-264-00 3 商工振興費 100-000-00 職数 1-124-782-00 9 財 產 費 202-028-00 1 町議 会費 1-124-782-00 1 基本 財産費 2 積 立 金 0 役 場 費 8-938-021-00 2 積 立 並 3 財產造成費 2.028.00 1 役場職員費 7.740.459.00 200 • 000 • 00 2當繕費 28.760.00 10 統計調查費 369-721-00 平会 16-209-00 11 選挙費 466.509.00 12 公 債 費 1-314-613-01 固定資產查費 1 元金債還金 283-514-87 13-020-00 2 利 子 589 • 453 • 14 5 諸 費 1-149-573-00 3 利 641 • 645 • 00 3 警察消防費 5-556-251-40 13 諸支出金 879-292-00 1会 叢 費 5-800-00 64-196-00 2 消防署費 4.285.909.50 165.874.00 3 消防團費 1-264-541-90 649 • 222 • 00 4: 木費 797-910-00 14 務費 औ 162-904-00 15 予 備 費 2 道路橋梁費 196•770•00

底 青少年ならびに一般家庭に対し覚の期間で実施されましたが、当町の栄物の密治と不正賣買の取締り強化を部町内を残し、もう一島で目標達成新の密治と不正賣買の取締り強化を部町内を残し、もう一島で目標達成新で三、勤労青少年の保護育成対策の民各位の絕大なる御協力の賜であり鎌谷で三、勤労青少年の保護育成対策の民各位の絕大なる御協力の賜であり鎌谷で三、勤労青少年の保護育成対策の民各位の絕大なる御協力の賜であり鎌谷で、一般底。
一般底。
一般家庭に対し覚の期間で実施されましたが、当町の栄物底。
一般底。
一般家庭に対し覚の期間で実施されましたが、当町の栄物底。
一般底。
一般家庭に対し覚の期間で実施されましたが、当町の栄物底。
一般底。
一般などで厚く御礼本が、
一般などで厚く御礼本が、
一般などで厚く御礼本が、
一般などで厚く御礼本が、
一般などを取りませた。
一般など、
一般など、 働く青少者の技能の向上と余暇利申上げます。 働く青少者の技能の向上と余暇利申上げます。 誠に感謝に耐へない次第で厚く御礼 徹底。 月三十日まで 今次運動の目標は左の通りとする 十日までの一ヶ月間とする。 和二十八年十一月一日から十一 覚せい劑の濫用防止対策の徹 期 との協力により青少年対策の 題協議会設置法制定を機青少年の雇用促進青年学級の振興等 綜合的推進をはかる。動労青少年に関する一連の諸対策の 用の指導学校卒業者の進路指導問題 締 赤 以締 少年の福祉を害する要德成人のております。この期間中係りの者が 未成年者の喫煙飲酒等の補導取 人身賣買事件の発見と取締强 V. 同 募 羽 金 根 御 礼 発表いたします 願います。) 年間じでありますから御承知置きを 次に各町内毎の有権者男女別数 谷 粒 (基本選挙人名簿の縱覧期間は毎 町町町町町町町町 名 一一一一一一一一一 権 な忘 られて (殿様の御宿)の光栄を有せぬと履物を脱ぎ、裸足になつてコソ代々卿士の待遇を受け、且つ至つては、病人の頭に響いてはなら 川原町選挙管理委員会〉 ぬは 鶴 屋 貞 会)其の眞相は段々判らなくなりつゝあべき、將を年寄達も故人となつているので 四百ヶ村は勿論長橋村まで同家の救助に ニーりも多くなっている現状であるし、 三星の多きに至ったが、我が五所川原四 であろうが、盆踊であろうが、何等極めたる七夕日の放落相撲や、競馬 リ休止したものであった。甚しきに るは餘儀なき事であるが、父より聞 に拘わらず騒々しい催しは、ピッタ く所に依れば、同家に病人が出たと 他群村よりの移住民は地元民よいれば、今や当町は発展の途上ま

喜 賢 金 池 四 藤 出 音 松 作 脚 維 五宮西越 田 林 4 長勝 美

217-932-00

104-345-00

歲出合計

3 外

4 植 樹

證 費

旭 端 町 町 町 町

37.029.727.74

歳入歳出差引残なし

(十一月分) 3 1 出生 死

二十八日 二十九日 二十五日 一十六日 午后六時 一十四日 午后七時 十三日 H 日 月 H 木 水 月 火 ± 土曜日 書道研究会 書道研究会 公民館運宮審議委員会 卓 卓チ 書道研究会 スクエアー 曜 曜 曜 曜 曜 曜 曜 H H H 日 H B H 球会

を建設せられ 避林岩松 亮 山郎 定 喜一郎 忠 飁 行 豊 坂本と 谷山 姜 I 山 齊 福 Щ 近 松 木 原 葛 遊 死 金 佐 唐 小 古 丈 猗 治 次 郎 助 造 助 夫 造 男 明 男 雄 傳書八十 藤 村 藤 浪 崎 巳 敬 Щ III 西 內 谷 藤 已 長男 本 雅 子 長女 多 3 3 順 長女 京子 長男 順 一長誠長雅 一男 勝四女 幸夷治 やマ 次男 長女 たい 次女 次男 裕 長男 五眞長女 次女 次男 み子 み子 惠 枝 **柴郎之代** 樹 夫 費 雄 透 浩 子 毅 理 Ŧ 徹 雄 子 1 52 65 60 大錦幾元 敷 敷 柳 新 金额 新 敷 東 幾 田 動 III 栄 大 柏 新 旭

郃 島 谷 宫 谷 島 宫 島 島 島 原 端 町町町町町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町